

低入札価格調査手続きについて

湖北広域行政事務センター
総務課

この手続きは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）において、湖北広域行政事務センター建設工事等入札執行要綱（以下「要綱」という。）第15条第2項に定める調査を実施する手続きについて定める。

1 適用する工事等の種類及び規模

- ・総合評価方式を採用する工事
- ・総合評価方式を採用する建設コンサルタント業務等
(建築・土木関係コンサルタント、測量、地質調査及び補償関係業務)
- ・その他発注者が必要と認めた工事又は業務

2 調査基準価格の設定

予定価格の決定者は、調査基準価格を設定する。

3 入札参加者に対する周知

(1) 公告又は入札通知等において、次の①から④までの事項を記載する。

- ① 落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格調査制度を適用すること。
- ② 湖北広域行政事務センターが準用する長浜市契約規則第18条第1項の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、入札者全員に後日結果の通知を行うこと。
- ③ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とはならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取及び資料の提出に協力しなければならないこと。

(2) 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留する。

4 調査の実施

入札を終了した後、調査基準価格を下回った最低価格入札者に対して、以下の事項について調査を行う。

【工事】

- ① その価格により入札をした理由及び入札価格に係る見積内訳の検討
- ② 施工体制の検討
- ③ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑤ 手持ち資材の状況
- ⑥ 資材購入予定先及び資材購入予定先と入札者の関係
- ⑦ 手持ち機械数の状況
- ⑧ リース機械の調達予定先と入札者の関係
- ⑨ 労務者の具体的供給見通し
- ⑩ 建設副産物の取扱い
- ⑪ 品質確保体制
- ⑫ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- ⑬ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- ⑭ 経営内容
- ⑮ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑯ 信用状況（法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況、その他）
- ⑰ その他契約担当者が必要と認める事項

【業務】

- ① その価格により入札した理由及び入札価格に係る見積内訳書の検討
- ② 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- ③ 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者
- ⑥ 経営内容
- ⑦ ⑤の建設コンサルタント業務等の成績状況
- ⑧ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑨ 信用状況（法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況、その他）
- ⑩ その他契約担当者が必要と認める事項

最低価格入札者に対し、上記の各事項について調査を行うため、各種資料の提出を求め、記載内容その他について確認するため、当該入札者に対して聞き

取りを行う。

ただし、別に定める「見積内訳の検討に係る判断基準」に照らして1つでも満足しない場合においては、それ以降の調査を実施することなく失格とする。

なお、必要と認めるときは、最低価格入札者に対する低入札価格調査と並行して、次順位入札者に対し同調査を行うことがある。

5 調査の結果適合した履行がなされると認められる場合の対応

調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされると認められた場合は、入札者全員に通知する。

6 調査の結果適合した履行がなされないと認められる場合の対応

調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないと認められた場合は、調査の結果及びその理由を記載した書面を、当該工事の業者選定の審査をした契約審査委員会に提出し、その意見を求める。

契約審査委員会において、再度調査が必要であるという意見が出された場合、契約審査委員会に提出した調査の結果及び意見を踏まえもう一度調査を実施し、当該入札価格により契約内容に適合した履行がなされるかどうかを総合的に判断する。

(1) 契約審査委員会において、最低価格入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないと認められた場合は、若しくは再度調査を実施して、なお契約内容に適合した履行がなされないと判断した場合は、最低価格入札者を落札者とはせず失格とし、次順位入札者を落札者と決定する。

なお、次順位者が、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、最低価格入札者を次順位入札者に読み替えて「4 調査の実施」以降の手続きを行う。次順位入札者が、予定価格を上回る入札者であった場合には、失格とした者を除き、再度入札を行うことがある。

(2) 再度調査した結果、最低価格入札者の入札価格により、契約内容に適合した履行がなされると判断した場合、当該入札者を落札者とする。

(3) 前記(1) (2)により、落札者を決定したとき又は落札者とせず失格者としたときは、入札者全員に通知する。

7 低入札価格（調査基準価格を下回る価格）で契約する場合の付加条件について

【工事】

低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格で応札した者と契約する場合には、以下の条件を付加する。

詳しくは、各工事の入札公告・入札説明書・特記仕様書に記載する。

(1) 契約保証金の増額

落札価格の10分の3以上の金銭的保証を必要とすること。

(2) 配置技術者の増員

配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で当該工事に配置すること。

【委託】

(1) クロスチェックの実施

共通仕様書に定められた各照査段階において、同等の能力を有する他の同業者にクロスチェックを受け、報告書を提出すること。

(2) 確約書の提出等

実施要領に定める様式により、「確約書」を提出すること。また、当業務における「業務日報・センターの設計書に対応した精算内訳書および下請契約書、支払い状況等の写し」を提出すること。

8 入札結果の公表

入札結果調書において、低入札価格調査を実施した当該入札金額の横に「低入札価格調査実施」と表示し、落札した場合には「落札」と表示を行う。

また、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し失格とした場合には「失格」の表示を行う。

調査を実施した工事の調査基準価格については、予定価格と併せて落札決定日から1週間以内に公表する。

9 事後審査型一般競争入札の場合

入札後に入札参加資格審査を実施（事後審査型）する場合においては、低入札価格調査を実施した時点では落札とならないため、落札候補者の決定と読み替えて適用する。

ただし、上記7については、低入札価格調査の実施後、落札候補者の入札参加資格審査を順に行い、入札参加資格を満たしている者があった時点で落札者を決定し、入札結果の公表は当該落札決定後に行う。

附 則

この手続きは、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この手続きは、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この手続きは、平成31年2月1日から施行する。